

悪質商法 許さない! だまされない! 諦めない!

悪質商法の手口は巧妙化・複雑化し、人の弱みや心理につけ込んで消費者を陥れる方法が次々と出現しています。悪質商法では、「不本意な契約が解約できない」「多額の解約料を要求される」「個人情報を奪われる」など、生活の安全と安心が脅かされます。

されないために、日ごろから心の準備をし、いざという時に落ち着いた判断ができるようにしておきましょう。もし、トラブルに遭っても、1人で悩んだり、諦めたりせず、できるだけ早く消費生活センターにご相談ください。

【問合せ】新宿消費生活センター(新宿5-18-21、第2分庁舎3階) ☎(5273)3830・FAX(5273)3110へ。

今回は、よくある悪質商法の事例と対処法を紹介します。悪質商法にだま

こんな手口に気を付けて!

無料点検を装い

高額な契約を迫る点検商法

消火器・浄水器・排水管などの無料点検と称して訪問し、点検後に器具の有料交換・長期リース、高額な下水道工事を契約させます。



最近「以前販売した器具の無料点検」と、良心的なアフターサービスを装って家に入り込むケースも多くなっています。

「早く交換しないと危険」など消費者の不安をあおる言葉や「区役所等の公的な機関から委託されている」との説明にもご注意ください。

儲け話を装った投資詐欺・出資詐欺

●高齢者の被害が目立ちます

「必ず儲かる」と株式投資や事業への出資を持ちかけられ契約すると、約束通りの入金はなく、相手方と連絡が一切取れなくなります。

類似した手口に、「老人ホームの入居権を代理で申し込んで、他の人に譲ってほしい」との事業者からの依頼に応じたところ、後日、その老人ホームと称するところから違法の名義貸しを指摘され、違法を逃れるために金銭を要求された事例や、東京オリンピック、企業による個人情報の漏えい、マイナンバーなど、話題性のあるできごとに関連させた勧誘事例もあります。

●最近多いだましのテクニック

だます側の登場人物が多い「劇場型」と言われる勧誘方法が目立ちます。複数の架空の事業者等から次々と連絡があり、消費者を信用・混乱させた上で、未公開株などの購入をあおります。

若者の気持ちを逆手に取ったマルチ商法・キャッチセールス

若者の夢や期待感につけ込み、儲け話やサクセスストーリーを持ち掛けて金銭をだまし取ります。

主に大学生に広がるマルチ商法では、「先物取引等の販売組織に加入して、新規加入者を誘い、新規加入料や商品購入代金により利益が得られる」と勧誘します。高額な加入料を支払わされますが、実際商品は売れず、新規勧誘もできずに損をするこ

とがほとんどです。人間関係も破綻しかねません。

また、若い女性を狙ったキャッチセールスでは、無料のエステ・脱毛、芸能事務所への紹介などと声を掛け、高額な化粧品や宝石類を売り付けます。

いずれも、支払えないと無理やりローンを組ませたり、クーリング・オフ制度(右記参照)の申し出を断ったりする強引な対応に悩まされます。

被害を防ぐために

●はっきり断る

「ドアを開けない、家に上がらせない」「あいまいな返事はしない」「身に覚えのない代金請求や脅しとも取れる言葉は無視する」ことが肝心です。

親切な口調や人情につけ込もうとする話し方、公的機関と思わせるような名称にも気を許さないでください。



●あわてて契約しない

契約内容・契約(解約)条件を納得するまで理解してください。代金は一度支払うと取り戻しにくくなります。

●個人情報を安易に教えない

提供した個人情報の回収は不可能です。

●契約前に相談を

家族・友人、信頼できる別の業者等の意見を聞き、慎重に決めましょう。



●周囲の気付きと見守りを

本人が悪質商法だと気付いていない場合や1人で問題を抱え込んでいる場合も少なくありません。特に、被害を受けやすい高齢者には、地域の方の温かい見守りが必要です。

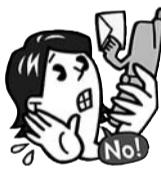
解約したいクーリング・オフ制度が利用できます

クーリング・オフ制度は、訪問販売・訪問購入・電話勧誘販売などで、結んでしまった契約を、法律で決められた期間内に無条件で解約できる制度です。

相手方への解約の通知は「特定記録郵便」「簡易書留」など、書面で行います。クレジット契約の場合は、クレジット会社と販売会社へ同時に通知します。

店舗販売や通信販売では制度を利用できません。制度の対象となる取り引き・期間、通知方法等詳しくは、新宿消費生活センターへお問い合わせください。

インターネットやメールによるトラブルにも引き続きご注意ください



▶利用したことのないサイトから携帯電話に料金請求のメールが届いた

る画面が消えない
▶「賞品付きのモニターに選ばれた」「懸賞に当たった」とメールで誘われ、賞品の送付先として氏名・住所を返信したが、賞品が届かない

★身に覚えのない利用料金の請求は無視しましょう。「法的措置をとる」という言葉が心配で相手方に連絡すると、自ら個人情報を与えてしまいます。

★悪質な通販サイトを見抜くために、サイト上の会社情報や契約内容などを慎重に確認してください。

▶インターネット通販で購入した商品が届かない、模造品が届いた

新宿消費生活センターがトラブル解決に向けてお手伝いします

新宿消費生活センター(第2分庁舎3階)では、区内在住・在勤・在学の方を対象に、消費生活に関する相談をお受けしています。また、情報誌「くらしの情報」の発行、消費生活に関する各種講座の開催、DVD教材等の貸し出しもしています。

悪質商法被害防止ネットワークが地域の安全を見守ります

新宿消費生活センターは、区内の介護事業者や相談機関等と協力し、「悪質商法被害防止ネットワーク」を構築しています。

ネットワークでは、高齢者や障害者の生活に密着したサービスを提供する事業者等が、業務中に気付いた悪質商法を新宿消費生活センターに通報します。センターは被害情報の周知・注意喚起やトラブル解決のあっせんなどをします。

このネットワークによる通報・連携態勢で、悪質商法に狙われやすい高齢者などの被害の防止や早期発見を図るとともに、被害の拡大防止と救済につなげています。

消費生活相談(電話・来所)

相談電話番号

☎(5273)3830

悪質商法のトラブルや解約時の困りごとなどについて、消費生活相談員が問題解決のための助言や情報提供をしています。

当事者間で交渉するための助言等をしますが、相談内容が複雑なもの、高齢などで事業者との交渉が困難な場合は、相談員が両者をあっせんします。

相談内容は、個人情報を除き、国民生活センターや全国の消費生活センターなどと情報共有し、被害の拡大防止につなげます。

【相談日時】月～金曜日(祝日等・年末年始を除く)

▶電話相談…午前9時～午後5時

▶来所相談(予約不要)…午前9時～午後4時30分

【相談場所】区役所第2分庁舎3階

●弁護士にも相談できます

消費生活相談をさらに強化するため、水曜日は弁護士が相談をお受けしています(来所/予約制)。

【相談日時】水曜日(祝日等・年末年始を除く)、午前9時～12時・午後1時～4時

【申込み】電話で新宿消費生活センター☎(5273)3830へ。事前に相談員がお話を伺います。

多重債務特別相談(来所/予約制)

弁護士・区の職員等が、債務の整理や整理後の生活相談を、個別の状況に合わせてお受けしています。相談日時・相談場所は、お問い合わせください。

【申込み】電話で新宿消費生活センター☎(5273)3830へ。

◆消費生活に関する講座のご利用を◆

●消費者講座

暮らしに役立つ多彩なテーマを取り上げて、区内の消費者団体や事業者と協力して開催しています。「広報しんじゅく」や新宿区ホームページでご案内しています。

●出前講座

職場・学校・地域の学習会等へ消費生活相談員を講師として派遣し、消費者被害防止について解説します。